

平成２７年度「市民と議会の対話集会」においていただいたご質問・ご要望に対する
議会と執行部の取り組み結果（平成２８年２月１２日現在）

項目		ＵＩターン住宅
要望		・ ＵＩターン住宅の件について、５年間という期限付きになっている。６戸あるが、現在４戸入居で２戸空いている。入居募集できないか。
取 組 み 結 果	議会	産業建設委員会で、ＵＩターン住宅住居者がその地域に家を建てる際、農地転用等土地利用についての緩和を支援するような策が出来ないのか執行部に確認しました。
	執行部	平成２７年１２月議会でＵＩターン者用住宅の入居申込み時の年齢要件を変更し、更なる若者定住促進につなげるために条例改正をしました。 入居時の年齢要件を３５歳以下から４０歳以下に緩和しました。（施行期日：平成２８年１月１日）

項目		太陽光発電
要望		・ ソーラー発電の設備工事が最近盛んに行われている。下流の方ならまだしも上流の方でも山を削られたら大水が一気に押し寄せる危険もある。工事面積により開発の許認可があると思うが、許可の要らない開発面積であっても、地形や地目のことも踏まえて、議会でも議論して頂きたい。
取 組 み 結 果	議会	１２月議会の一般質問で市内の太陽光発電設置状況と規制の考え方を確認しました。
	執行部	市内における太陽光発電設備設置事業の適切な造成工事等により、市民の安全と福祉の向上を図り、周辺地域における災害の防止、並びに文化財及び自然環境の保全への配慮と地元住民等への周知を促し、円滑な発電設備の導入が図られることを目的として太陽光発電設備設置に関する取扱い要綱が制定されました。（施行期日：平成２８年１月１日） 対象となる設置事業は、太陽光発電設備の設置区域の土地の面積の合計が１,０００㎡以上です。（住宅や事務所、倉庫など建築物の屋根や屋上に設置するものは対象となりません。）

項目		空き家対策
要望		・ 防犯上の観点や解体の資金面からも検討が必要と思われる。地域で独自調査しているが相当数の空き家がある。取り壊しに係る費用の補償制度など今後の対策はあるのか。
取 組 み 結 果	議会	平成２７年１１月に設立した中津川市空家等対策協議会へ委員として文教民生委員長が参加しており、議会としての意見を発言させていただいております。
	執行部	中津川市空家等対策協議会で中津川市空家等対策計画を策定に向け準備をしています。 一般調査と立入調査の方針や、特定空家等の所有者等に対し、当該空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るための必要な措置の方針を策定します。